令和３年度国民体育大会鳥取県予選会開催事業に係る留意事項について

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

１　委託費について

　　　この委託費は、精算払いとする。なお、経費対象期間は、交付決定日から県予選会終了日までとする。経費対象期間外で支出したものは認めない。（自己財源から支出すること）

２　委託費の対象経費について

この委託費の対象経費は、原則として**旅費・食糧費・消耗品費・印刷費・借上料・通信費**とする。

　　※１　報告書に添付する領収書に押印・日付の無いものは認めない。

※２　旅費について、補助対象の上限を**委託費の３分の２**までとする。

※３　謝金については原則認めていないが、競技特性上、支払わなければならない場合のみ、謝金

を対象経費として認める。（帯同ドクターやコースセッター等）

※４　食糧費について、対象は**昼食代に限り**、一人あたりの**上限は８８０円**とする。

※５　消耗品費について、運営に必要なもののみ認める。（**メダルやトロフィー等は認めない**ので

自己財源から支出すること）

※６　借上料について、競技団体から－個人への支払いは原則として認めない。

３　経理の処理について

1. 請書、実施要項（様式1-1）及び事業計画書（様式1-2）を、**事業開始の１５日前まで**に本会まで提出すること。

２）実施報告書(様式2-1)及び収支決算書(様式2-2)を、**事業終了３０日以内**に本会まで提出すること。

　　３）事業の経理は適正に執行し、これにかかわる帳簿・証票書類等は５年間保存すること。

　　　４）収支決算書には、第７６回国民体育大会(第７７回冬季大会)鳥取県予選会開催に要した全ての経費を記載し、それに伴う領収書を添付すること。

　　５）**参加料を徴収している場合は、必ず記載すること。**（参加料収入分はすべて自己財源として処理すること）

【　担　当　】

公益財団法人鳥取県体育協会

競技力向上担当　澤　まこと

TEL：0857-26-7802

FAX：0857-26-8133

Email：sawa-m@sports-tottori.com

４　予定された日程での予選会開催が困難な場合の対応について

　　　　災害その他の事由により、予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、ブロック大会開催時までに代替日程での予選会が困難である場合は、本会まで報告すること。